

中間検査の対象建築物

ver.190620

特定行政庁： 門真市

1. 対象となる期間

・ 門真市	期限なし
(門真市告示	第114号)

3. 指定特定工程

構造	規模 ¹	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 3		
	A > 500m ²		
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m		
	上記以外	×	
上記以外の構造	階数 2		
	A > 200m ²		
	上記以外	×	
型式等 ³	全て	×	

2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ¹
住宅等 ²	全て	A > 50m ²
上記以外	全て	地上階数 ³ または A > 300m ²

4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組みの工事
R C 造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋にあっては、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取付工事）
鉄骨造	2階の床版の取付工事（平屋にあっては、建方工事）
S R C 造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
その他の構造	屋根の工事
混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合にあっては、最も遅く施工する工事）
型式等 ³	それぞれの構造に応じた特定工程

5. 注意事項

- 1：確認申請部分の規模
- 2：住宅（一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿）の用途に供する建築物
- 3：建築基準法第68条の10第1項に規定する、「型式適合認定」を受けた建築物

仮設建築物は「中間検査対象外」

「新築または別棟増築」に限り、中間検査の対象